

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針

(平成28年9月15日策定)

(目的)

第1条 この行政指導指針は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年千葉県条例第45号。以下「条例」という。）及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（平成31年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）と相まって、再生土の埋立て等（条例第2条第1項に規定する再生土の埋立て等をいう。以下同じ。）による土壌、地下水等の汚染及び崩落等の災害（以下「土壌の汚染等」という。）の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全に資するため、再生土の埋立て等に係る行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、再生土の埋立て等を行う者に対し、この行政指導指針に基づき行政指導を行い、県民の生活環境の保全が図られるよう努めるものとする。

2 県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策の実施に当たっては、必要に応じ、市町村と連携して取り組むものとする。

3 県は、市町村が行うその地域の実情に応じた土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策について、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(再生土の埋立て等を行う者の責務)

第3条 再生土の埋立て等を行う者は、再生土の埋立て等の期間中、土壌の汚染等が発生しないよう、常に適切に管理しなければならないものとする。

2 再生土の埋立て等を行う者は、再生土の埋立て等によって土壌の汚染等が発生した場合は、県民の生活環境の保全に支障が生じないよう、当該再生土の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならないものとする。

(製造事業者及び販売事業者の責務)

第4条 再生土（条例第2条第1項の再生土をいう。以下同じ。）の製造事業者は、再生土の埋立て等を行う者又は再生土の販売事業者に対し、再生土の埋立て等により土壌の汚染等が発生するおそれのある再生土を提供してはならないものとする。

2 再生土の販売事業者は、販売する再生土の性状等を定期的に確認するとともに、再生

土を購入しようとする者に対し、当該再生土の性状等に係る情報を提供するものとする。

- 3 再生土の製造事業者及び販売事業者は、自らが製造し、又は販売した再生土を使用した再生土の埋立て等によって土壌の汚染等が発生し、県民の生活環境の保全に支障が生じた場合は、当該再生土の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任を持って対処しなければならないものとする。

(土地所有者の責務)

第5条 土地の所有者は、再生土の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該再生土の埋立て等により土壌の汚染等が発生するおそれのないことを確認するなど、周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

(指導の方針)

第6条 県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するため、市町村と連携して、再生土の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な再生土の埋立て等が行われることのないよう、監視及び指導をするものとする。

- 2 県は、不適正な再生土の埋立て等が疑われる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又は千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

一 地質の分析検査

二 再生土の埋立て等を行う者、製造事業者、販売事業者、土地所有者等への報告徴収及び立入検査

- 3 県は、再生土の埋立て等を行うとしながら、廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は土砂等（残土条例第2条第1項に規定する土砂等をいう。）を利用した土地の埋立て、盛土及び堆積を行う行為が認められる場合には、廃棄物処理法又は残土条例に基づき、厳正に対処するものとする。

(土壌の安全基準等に適合しない再生土の使用禁止及び地質検査)

第7条 再生土の埋立て等を行う者は、別表第1から別表第3までに定める基準に適合しない再生土及び再生土の埋立て等の目的に応じた性状を有しない再生土を使用しないものとする。

2 特定埋立て等（条例第2条第2項に規定する特定埋立て等をいい、条例第5条第1項の規定による届出を要しないものを除く。以下同じ。）を行う者は、特定埋立て等を開始した日から3月ごとに、県職員の立会いの上、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号）第10条第1項の規定の例により特定埋立て等に係する区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を地質検査結果報告書（別記第1号様式）により、県に報告するものとする。

3 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 前項の規定による地質検査に使用した再生土を採取した地点の位置図及び現場写真
- 二 前項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第2号様式）及び地質検査結果証明書

（説明会の開催）

第8条 特定埋立て等を行う者は、特定埋立て等に係する区域の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定埋立て等の計画の概要
- 二 地域の生活環境の保全上の留意点

2 特定埋立て等を行う者は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、特定埋立て等の計画の概要等について、あらかじめ、地域住民に周知を図るものとする。

3 特定埋立て等を行う者は、その責めに帰することのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その特定埋立て等の計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。なお、説明会を開催することができない場合には、その事由及び措置等の記録を保存しておくものとする。

（関係市町村長に対する説明）

第9条 特定埋立て等を行う者は、特定埋立て等に係する区域を管轄する市町村長（再生土関係担当課）に対して、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定埋立て等の計画の概要
- 二 地域の生活環境の保全上の留意点
- 三 前条に係るものの実施状況

(特定埋立て等の説明会等の実施状況の報告)

第10条 特定埋立て等を行う者は、条例第5条第1項の規定による届出に当たり、第8条に規定する説明会及び前条に規定する説明の実施状況を特定埋立て等説明会等実施状況報告書（別記第3号様式）に記載して添付するものとする。この場合において、第8条第3項に規定する場合に該当するときは、その記録を併せて添付するものとする。

(実績報告書)

第11条 再生土の製造事業者は、県の求めに応じ、前年度（前年の4月1日から当該年の3月31日まで）における脱水、破砕その他規則第3条に規定する処理を行った産業廃棄物（条例第2条第1項に規定する産業廃棄物をいう。）の種類及び処理後の再生土の製造量、出荷量、出荷先その他必要な事項を実績報告書（別記第4号様式）により、県に報告するものとする。

(連絡会議)

第12条 県は、再生土の埋立て等に係る指導について連絡及び調整を行うため、次の各号に掲げる連絡会議を設置するものとする。当該会議の議事及び運営に関し必要な事項については、別途定める。

- 一 本庁内関係部局で構成する庁内連絡会議
- 二 各地域振興事務所、関係部局出先機関、管内市町村担当課等で構成する地区 連絡会議

附 則

この行政指導指針は、平成28年9月15日から施行する。

附 則（平成31年3月23日）

(施行期日)

- 1 この行政指導指針は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項の規定により条例の規定を適用しないこととされる再生土の埋立て等については、改正後の再生土の埋立て等に係る行政指導指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月１７日）

（施行期日）

- 1 この行政指導指針は、令和３年４月１日から施行する。ただし、別表第１カドミウムの項及びトリクロロエチレンの項並びに別表第２カドミウム及びその化合物の項中基準値を改める改正規定は、同年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書の改正規定の施行に関し必要な経過措置は、知事が定める。

別表第1（土壌溶出量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2（以下「規格」という。）5 5. 2、5 5. 3 又は 5 5. 4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 3 8 に定める方法（規格 3 8. 1. 1 及び 3 8 の備考 1 1 に定める方法を除く。）又は昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 1 に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 1 に掲げる方法又は規格 3 1. 1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 5 4 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0. 0 5 ミリグラム以下	規格 6 5. 2（規格 6 5. 2. 7 を除く。）に定める方法
砒（ひ）素	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 6 1 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒（ひ）素の量の検定の方法を定める省令（昭和 5 0 年総理府令第 3 1 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 0 5 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 3 及び昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 2 5 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 4 7 年総理府令第 6 6 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、

項目	基準値	測定方法
	0.002ミリグラム以下	5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき	日本産業規格K0125の5.1、5.2又

項目	基準値	測定方法
	0.01ミリグラム以下	は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。） 若しくは34.4に定める方法又は規格34.1.1c)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1 ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジ オキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 六価クロムの項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 6 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。
 - (1) 規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。
 - (2) 規格34.1.1c)に定める方法にあつては、注(2)第3文及び規格34の備考1を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害と

なる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。

注 令和3年6月30日までは、カドミウムの基準値は「検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下」、トリクロロエチレンの基準値は「検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下」となります。

別表第2（土壌含有量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	再生土1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下	規格55に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	再生土1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法
シアン化合物	再生土1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下	規格38に定める方法（規格38.1及び38の備考11に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	再生土1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	再生土1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	再生土1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下	規格54に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒（ひ）素及びその化合物	再生土1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下	規格61に定める方法
ふっ素及びその化合物	再生土1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	再生土1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 平成15年環境省告示第19号に定める方法により測定を行うものとする。この場合において、付表中「土壌」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。
- 2 六価クロム化合物の項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
- 3 ふっ素及びその化合物の項目について、規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

注 令和3年6月30日までは、カドミウム及びその化合物の基準値は「再生土1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下」となります。

別表第3（ダイオキシン類に関する基準）

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	1,000 pg—TEQ / g 以下	再生土中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 再生土中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この

表に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表に掲げる測定方法により測定した値とみなす

- 3 環境基準が達成されている場合であって、再生土中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250 pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

別 記

第 1 号様式（第 7 条第 2 項）

地 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者
住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第 7 条第 2 項の規定により、地質検査の結果を次のとおり報告します。

特 定 埋 立 て 等 の 実 施 の 届 出 日	年 月 日
特 定 埋 立 て 等 に 供 する 区 域 の 位 置	地番 ほか 筆
再生土を採取した地点	別添位置図及び現場写真のとおり
地 質 検 査 の 結 果	別添検査試料採取調書及び地質検査結果証明書のとおり

第2号様式（第7条第3項第2号）

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採取者
住 所
所 属
職氏名 ㊟
連絡先電話

別添の地質検査結果証明書に係る検査試料を次のとおり採取しました。

報 告 区 分	定期 ・ 終了
地質検査結果証明書 の 発 行 番 号	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	

特定埋立て等説明会等実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第 1 0 条の規定により、次のとおり報告します。

地域住民に対する説明会 (8 条関係)	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	開催場所 の範囲指 定に係る 市町村の 判断内容	市町村応対者 指定された範囲（地域名）
	出席者の 状況	地域住民 名（うち 名） 説明者
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等 について記載すること。 (開催できなかった場合は、対応状況等を記載す る。)

関係市町村長に対する 説明（９条関係）	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	出席者の 状況	市町村対応者 説明者
	開催状況	説明概要、市町村からの要望、説明者の回答等について記載すること。

実績報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者 住所 名称
 名 代表者名
 電話番号
 担当者名

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第11条の規定により、 年度(年4月1日から 年3月31日まで)の実績を下記のとおり報告します。

報告者が受け入れた廃棄物の種類	年度末保管量等(㎡)			
	年度末保管量①	年度製造量②	年度出荷量③	年度末保管量①+②-③
	報告者の処理後物の保管量等(㎡)			

卸売業者への出荷量等 (報告者から卸売業者への販売)				埋立て事業者への出荷量等 (報告者からの直送又は卸売業者からの販売)			
卸売業者名	住所	一時堆積場所在地	数量(㎡)	埋立て事業者名	住所	埋立て事業場所在地	数量(㎡)
計				計			